

財務会計システム更新等業務委託 仕様書

令和2年7月1日

財務会計システムの範囲

本システムは、公営企業会計パッケージソフトをベースとするが、本市の仕様に適合しない部分については、ソフトウェアを改修し、仕様に合致した状態で納入するものとする。また、納入するパッケージソフトは、水道事業、公共下水道事業及び競艇事業の企業会計システムとして、現在の稼働実績があるものとする。

以下のサブシステムで構成され、詳細な機能要件は、機能確認書（別紙1）のとおりとする。

- (1) 会計基本事務（日次・月次処理、収入、振替、支払等）
- (2) 決算・期末事務（決算書類作成、決算統計、消費税計算等）
- (3) 予算編成事務（当初予算要求・査定、補正予算要求・査定、予算執行連動等）
- (4) 固定資産管理事務（減価償却、除却、長期前受金戻入等）
- (5) 企業債管理事務（水道事業、公共下水道事業のみで可）
- (6) 貯蔵品管理事務（水道事業のみで可）

I 財務会計システム更新業務

1 契約期間

契約締結日（令和2年8月予定）から令和3年3月31日までとする。

2 導入システム

(1) 基本要件

- ① オンプレミス方式とし、サーバ機器は落札者が調達し、箕面市上下水道局庁舎2階経営企画室内に設置すること。
（既設のサーバラックに設置し、設置に必要な部品の調達、設置に関する電源管理、バックアップ設定等のセットアップ作業を含む。）
- ② 提供するパッケージソフトウェアは以下のとおりとすること。
 - ・ 導入時点での公営企業会計パッケージソフトウェアの最新版を使用すること。
 - ・ ウェブ方式とし、ブラウザはInternet Explorer 11に対応させること。
 - ・ OSがWindows 10であるクライアント端末で問題なく稼働すること。
- ③ 稼働時間は、毎日24時間（データバックアップ等の保守時間帯を除く。）とする。
- ④ 箕面市行政情報ネットワーク上で稼働するウェブ方式のシステムとすること。
- ⑤ 財務会計システムの稼働に必要なサーバは、次の要件を満たすこと。
 - ・ 無停電電源装置を確保すること。
 - ・ 5年分のデータを保存できる容量を確保すること。
 - ・ クライアント数を100台とし、業務メニューごとに同時接続処理可能となるクライアント数は次のとおりとすること

	水道事業	公共下水道事業	競艇事業
会計基本事務	10	10	10
決算・期末事務	2	2	2
予算編成事務	10	10	8
固定資産管理事務	2	2	2
企業債管理事務	2	2	—
貯蔵品管理事務	5	—	—

(2) 基本機能

- ①機能確認書（別紙1）に記載する機能があること。

機能確認書対応調査表（様式19）において実装すると回答した機能を実装したシステムを導入すること。

- ②帳票目録（別紙2）に記載する伝票と帳票が出力できること。

伝票と帳票は帳票目録に記載された要求水準のとおりとすること。

- ③カスタマイズができること。（帳票を含む。）

機能確認書対応調査表（様式19）にてカスタマイズ対応すると回答した機能を追加したシステムを導入すること。

(3) 操作性

- ①処理スピードが迅速であること。

- ②画面操作が容易であること。

- ③入力項目はドロップダウンリストから選択する等入力しやすい形式とすること。

- ④更新前の確認を可能とし、入力ミスを防げること。

- ⑤印刷プレビュー機能により出力前に確認ができること。

- ⑥複数の業務を同時に表示し、利用できること。

(4) 安全性

- ①操作履歴を保存し、確認ができること。

- ②ID、パスワードを利用したシステムへのログインができること。

- ③本システムでのデータ検索、入力について、ID、パスワードの入力により処理可能なユーザを制限できること。

- ・管理用機能は、その担当者のみが利用できるようにすること。

- ・他室等のデータを入出力・検索できないようにすること。

(5) EUC

EUC機能があり、各種業務データよりCSVデータに出力し、Excel、Just Calc等に展開し活用できること。

3 業務内容

オンプレミス方式で本システムを導入し、稼働させるために必要な一切の作業及びハードウェア、ソフトウェア等の調達を行うこと。また、システム開発、調達等に際しては、本市担当者と十分に打合せを行い、庁内ネットワーク保守事業者等の関係者を含めた調整・テスト・検証を実施するとともに、必要に応じて立ち会うこと。

庁内ネットワーク保守事業者
扶桑電通株式会社関西支店
公共ビジネス販売部
電話06-6266-3792

- (1) パッケージシステムの調達・設定・調整
- (2) カスタマイズの開発・設定・調整
 - ・機能確認書に指定する機能要件の実装に伴い発生するカスタマイズを行うこと。
- (3) 本システム稼働に必要なサーバの調達・設置・設定
 - ・機能確認書に指定する機能要件を実装するために必要な機能・仕様とすること。
- (4) 庁内ネットワークとの接続のための配線・設定・調整
 - ・本市庁内ネットワーク保守事業者と協議・調整の上、作業を進めること。
- (5) 現行システムから本システムへのデータ移行計画作成、データ移行及び検証作業
- (6) 本市職員への研修の実施
 - ・一般職員向け及び財務担当者向け研修を実施すること。
 - ・財務担当者向けの操作研修については、実施時期にあわせて立会指導を行うこと。
(会計基本事務、決算・期末事務、予算編成事務、固定資産管理事務、企業債管理事務、貯蔵品管理事務)
対象者5名程度
 - ・一般職員向け操作研修については、複数の実機（仮想環境可）を使用した研修会を2回以上箕面市上下水道局内で実施すること。
対象者70名程度
 - ・当初予算編成入力用の研修についても、同様に実施すること。
対象者70名程度
- (7) 本システムの稼働に当たり必要な操作マニュアル等のドキュメント作成

4 稼働時期

システム稼働時期は、次の表のとおりとすること。

機能名	稼働時期
標準ソフトの導入（サーバ設置、ミドルウェア設定、インストールを含む）	令和2年10月 1日
予算編成のうち予算要求機能	令和2年10月12日

予算編成のうち予算査定機能	令和2年11月2日
日次・月次処理事務	令和3年3月31日
固定資産管理事務	令和3年3月31日
企業債管理事務	令和3年3月31日
貯蔵品管理事務	令和3年3月31日
決算・期末事務のうち決算帳票作成機能	令和3年3月31日
決算・期末事務のうち決算統計作成機能	令和3年3月31日

5 データ移行等

- (1) 現行システムのデータは、システム更新の前に移行すること。
- (2) データ移行の範囲とデータ量の参考は、次のとおりとする。
 - ・科目データ 各会計ごとに 約1,000件
 - ・債権者登録データ 約1,000件
 - ・固定資産データ 約10,500件
 - ・起債管理データ 約180件（公共下水道事業はそれぞれに細分データあり）
 - ・貯蔵品データ 約760件
- (3) 今回の入札結果により、現行システムのベンダーと落札者が異なることとなった場合は、現行システムのベンダーと協力して、データ移行作業を行うこと。

現行システムベンダー
扶桑電通株式会社関西支店
公共ビジネス販売部
電話06-6266-3792
- (4) 落札者は、移行データを新システムに取り込む費用を負担すること。（現行システムのベンダーが移行データを抽出作成する費用を含む。）
- (5) 落札者は、市が提供する移行データを本システムに確実に移行すること。
- (6) 移行データの検証確認は、少なくとも3回以上（データの現状把握、データ移行のテスト、最終のデータ移行）とする。
- (7) 支出命令書件数等は、次のとおりとする（必要なサーバ容量の参考にすること）。
 - ・支出命令書件数（平成28年度）
 - 水道事業 2,283件
 - 公共下水道事業 1,177件
 - 競艇事業 1,790件
 - ・振替伝票件数（平成28年度）
 - 水道事業 365件
 - 公共下水道事業 170件
 - 競艇事業 1,753件

6 業務体制

- (1) 本システムを円滑に開発・導入できる体制を組むこと。
- (2) 担当SEが本市職員と打ち合わせを行い、システム開発、カスタマイズの調整、不具合の調整、帳票の調整等を行うこと。
- (3) 上記の調整等は、システム導入後も、予算編成→予算執行→決算統計までの一連の事務が終了するまで（令和3年6月末まで）は無償で行うこと。

7 履行確認、検収

- (1) システムのネットワーク、ハードウェア、ソフトウェア構成を把握し、ネットワーク構成図、ハードウェア一覧、ソフトウェア一覧等の資料を作成し、CD-R等の電子媒体で2部提出すること。
- (2) 履行確認、検収の結果、不都合な点がある場合は、速やかに是正すること。

II 財務会計システム保守業務

1 履行期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までとする。

2 機器保守

- (1) サーバ及び必要な機器類（ネットワーク端末を除く）の機器保守を行うこと。
- (2) 上記保守は、サーバ設置後1年間は無償で実施すること。
- (3) 2年目以降の機器保守契約は、落札者との随意契約により、令和8年3月31日までの長期継続契約を行う。

3 ソフトウェア保守

- (1) 問い合わせに対し、ヘルプデスク等必要な体制をとり、ソフトウェアにかかる操作・機能説明、質疑に対する回答、ソフトウェア障害対応等の保守を実施すること。
- (2) ソフトウェア障害に対する保守は、当日又は翌日訪問対応とする。ただし、職員の操作により対応可能な軽微な障害については、電話応対等での対応でも可能とする。
- (3) 業務に関する設定変更、帳票変更が必要な場合は、速やかに対応すること。なお、軽易な設定変更、帳票変更等の作業は、本業務の範囲内とし、別途経費を発生させないこと。
- (4) バージョンアップ及び、契約期間中に行われる法改正・制度改正に対応するためのシステム改修については、突発的かつ大幅な改正を除いて本業務の範囲内とし、別途経費を発生させないこと。
- (5) 上記保守は、全システム稼働開始日までは無償で実施すること。
- (6) 全システム稼働開始日以降のシステム保守は、落札者との随意契約により、令和8

年3月31日までの長期継続契約を行う。

4 サポート体制

- (1) 公営企業会計システムの専任でコンピュータにおける保守業務を5年以上経験しているSEによりソフトウェアの保守業務を行うこと。
- (2) 上記サポート要員を3人以上有すること。(経歴書を提出のこと)
- (3) 公営企業に精通する公認会計士を雇用しているか、その者と協力関係にあること。
(別途雇用契約書の写し又は、協力関係の経歴書を提出すること)
- (4) 落札者が、自社製品以外を取扱う場合については、開発元と協力しサポートを行うこと。(上記(1)～(3)については、開発元でも可)

Ⅲ データ移行業務

1 業務内容

- (1) 本システムの本稼働から5年後に予定しているシステムの再更新時に、落札者以外のシステムを利用することとなった場合に、本システムからデータを抽出し、再更新後のシステムに利用できるデータを作成するために必要な作業を行うこと。
- (2) 本システムからのデータを、3回以上(データの現状把握、データ移行のテスト、最終のデータ移行)抽出し、再更新後のシステムに利用できるデータにすること。
- (3) テーブル一覧、レイアウト等のデータ内容の説明資料を作成し、提出すること。
- (4) コード表、データ件数表等のデータ移行に係るドキュメントを提供すること。
- (5) Q&A対応を100件まで行うこと。